

## 奈良県告示第三百十五号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一  
条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧  
に供する。

平成二十八年十二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・四・一二八号 大安寺柏木線	奈良市八条二丁目、八条三丁目、八条四丁 目、八条五丁目、大安寺西二丁目、大安寺 西三丁目、八条町及び柏木町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈  
良市都市整備部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十八年十二月九日から同月二十六日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の  
要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てと  
し、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平  
成二十八年十二月二十六日までに必着するよう提出すること。